令和８年第８回教育委員会定例会次第

開催日時　令和８年８月20日（木）午後２時から

開催場所　春日井市役所９階　教育委員会室

１　議　題

⑴　議案に対する意見について

⑵　愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向調査について

⑶　全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いについて

⑷　春日井市下街道歴史ひろば条例施行規則の制定について

２　報　告

⑴　令和８年第４回市議会定例会について

⑵　西部地区新調理場整備・運営事業について

議題１　議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるもの。

８春総第80058号
令和８年８月13日

春日井市教育委員会　様

春日井市長　石　黒　直　樹

議案に対する意見について

令和８年第５回春日井市議会定例会に次の議案の提出を予定しているので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

１　令和８年度春日井市一般会計補正予算（第３号）（教育に関する事務に係る部分に限る。）
２　春日井市下街道歴史ひろば条例について

連絡先　総務部総務課　行政担当　下方、松尾、野村
電話(0568)85-6068

Ⅰ　令和８年度補正予算の概要

＜一　般　会　計＞　　（単位：千円）

款	内　　容　　等	金　額
10 教　育　費 △ 700	1 鷹来公民館管理費 　電気陶芸窯購入	3,300
	2 西部地区新調理場整備 　西部地区新調理場整備・運営事業モニタリング等業務	△ 4,000
合　　計 △ 700	財源内訳 　繰入金 　　財政調整基金繰入金	△ 700
	【債務負担行為の変更】 西部地区新調理場整備・運営事業モニタリング等業務 　限度額　21,000　→　25,000	

Ⅱ　条例案の要旨

春日井市下街道歴史ひろば条例について

1　新たに鳥居松町地内に下街道歴史ひろば（以下「歴史ひろば」という。）を設置することに伴い、次のとおり規定を整備するもの

(1)　歴史ひろばにおいて、物品販売その他の行為をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないこととするもの（第３条関係）

(2)　歴史ひろばにおける禁止事項を定めるもの（第４条関係）

(3)　歴史ひろばの使用料を次のとおりとするもの（第６条、別表関係）

区分	単位	金額
物品販売、募金その他これらに類する行為又は業として写真の撮影を行う場合	１日につき	200円
業として映画の撮影を行う場合	１日につき	2,060円
興行を行う場合	１平方メートル１日につき	77円
展示会、集会その他これらに類する催しを行う場合	１平方メートル１日につき	３円

2　施行日　令和９年４月１日

議題２　愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認について

令和８年６月17日付け８尾教第886号で愛知県教育委員会尾張教育事務所長から依頼のあったことについて、別紙（案）のとおり、教科用図書採択地区の見直しを希望しないこととし、回答する。

（別　紙）

案

教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認調査票

（　尾張東部　採択地区）

春日井市 教育委員会

㋐ 教科用図書採択地区の見直しを希望しない

イ 教科用図書採択地区の見直しを希望する

（注）
- ア、イいずれかに○を付すこと。
- イを選択した場合は、下欄にその理由、現時点での見直し案を記すこと。

（理由等）

〔連絡先〕
市町村　春日井市
所 属　春日井市教育委員会 学校教育課
担当者　梶田 章浩
TEL （ 0568 ） 85 － 6444

（別記1）

1　令和7年度の教科用図書採択地区適正規模化検討の実施状況

平成20年度の愛知県教科用図書採択地区適正規模化検討会議（以下「会議」という。）において、市町村教育委員会から採択地区の見直し希望がなかった場合には、休会とすることが合意され、教育委員会会議で報告された。

このことを踏まえ、昨年7，8月に各市町村教育委員会に意向確認を行った。結果として採択地区の見直しに至らなかったため、平成20年度の合意に基づき休会とし、令和8年度の教科用図書の採択については現行の採択地区の規模を維持することとした。

2　今後の対応

採択地区の見直しを行う場合、見直し後のいずれの採択地区においても教科用図書の調査研究（調査方法・体制等）が十分可能であり、その質が低下しないこと、法定の採択期限内（8月末）に公正・円滑に採択事務を終えることが最も重要であるので、このことが担保されるという条件の下で協議・調整を図る必要がある。

このため、市町村教育委員会からの採択地区見直しの要望の提出を受け、採択地区内の全ての市町村教育委員会の合意が得られれば、会議での検討を踏まえ、採択地区の見直しを実施することとする。

手　　続　　順　　序	実施時期
① 市町村教育委員会が採択地区の見直し要望を提出 （採択地区の見直し希望がなかった場合は、以下の手続は行わない）	7～8月
② 見直し要望を提出した市町村の属する採択地区構成市町村教育委員会等で協議・調整の上、見直し素案を作成し県へ提示	9～10月
③ 県が採択地区協議会等からヒアリング（関係市町村教育委員会の意思確認及び調査・採択協議等の実務上の支障の存否確認）	10～11月
④ 教科用図書採択地区適正規模化検討会議	12月
⑤ 県教育委員会は見直しが妥当と判断した場合、見直し案を作成	1月
⑥ 法に基づき関係市町村教育委員会に対し意見聴取（法12条2項）	1月
⑦ 告示（県公報登載）（法12条3項）	2月
⑧ 文部科学省へ報告（法12条3項）	2月

注：表中の「法」は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」をいう。

（別記2）

採択地区適正規模化に当たり留意すべき事項

1 共同採択制度の趣旨

教科用図書の共同採択制度については、「義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律」により、その方法が規定されており、公立小中学校の教科用図書の採択権限は市町村教育委員会にあるが、採択地区内の市町村教育委員会は協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択することが義務付けられている。

当該制度は、教科用図書の無償措置の実施に際し、法制度化されたものであり、教科用図書の調査研究の便宜の促進や、児童生徒の地域内での転入学の不便の解消、教科書供給の円滑実施などをねらいとして、自然的、経済的、文化的条件を考慮してその地域内で同一の教科用図書を使用することが適当と考えられる地域を県教育委員会が採択地区として設定しているものである。

この制度の下で、教科用図書の研究・協議のための組織として採択地区協議会を設置し、各市町村から委員、研究員が参加して調査・協議を行っている。

2 採択地区適正規模化の要請

採択地区の適正規模化については、文部科学省から採択地区がより適切なものとなるよう不断の見直しに努めるよう通知がなされており、また、国の各種審議会等においても言及されているが、その骨子は概ね次のとおりである。

(1) 採択地区の設定は、自治事務であり、地方分権の趣旨を踏まえ、住民にとってより身近な存在である構成市町村の教育委員会の意向が採択教科書の決定により的確に反映されるべきであること。

(2) 採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、随時その状況を把握する必要があること。

(3) それぞれの地域において最も適した教科書は何かという観点に立って、教科書内容の綿密な調査研究を行い、これに基づき採択権者がより一層の自覚と責任をもって採択に当たるべきこと。

3 採択地区見直しの希望があった場合の県教育委員会の考え方

(1) 市町村教育委員会から現行の採択地区を見直すよう希望があった場合は、見直し後の採択地区において適切な採択事務の実施が確保できるかどうかが問題であり、現行の採択地区協議会構成市町村教育委員会において、事前に十分検討する必要がある。

採択地区の変更に伴い、たとえば単独採択することとなる当該市町村教育委員会と、その市町村教育委員会を除いた採択地区内に残る市町村教育委員会とがいずれも教科用図書の調査研究(調査方法・体制等)が十分可能でありその質が低下しないこと、法定の採択期限内(8月末)に公正・円滑に採択事務を終えることが最も重要である。

これらの観点で問題がないと判断できれば、その意向を尊重して採択地区の変更を行うのが適当と考えている。

(2) 現行の採択地区をさらに細分化した場合、一般的に次のような問題点の生じる可能性のあることが挙げられている。

① 採択地区を越えた合同調査を行うなどの措置をとらない場合、教科書研究員の人材確保が困難となり、調査研究事務に支障が生じるおそれがあること。
② 教職員の異動により異なる教科書を使用する負担、児童生徒の転入に伴う無償教科用図書事務の煩雑化など学校運営等に支障が生じるおそれがあること。
③ 教科書発行者の過当な宣伝行為誘発により採択公正が妨げられるおそれがあること。
④ 経営基盤の強固でない教科書発行者が撤退し、寡占化により多様な教科書の出現が妨げられるおそれがあること。

4 今後の予定

平成20年度の愛知県教科用図書採択地区適正規模化検討会議(以下「会議」という。)において、平成21年度以降各市町村教育委員会への意向調査において採択地区の見直しの希望がなかった場合には、休会とすることについて合意を得ている。このため、令和8年度についても、見直しの希望がなかった場合は、休会とする。

見直しの希望があった場合は、採択地区協議会構成市町村教育委員会で協議・調整の上、見直し素案を作成し、県教育委員会に提出する。その後、県教育委員会は、採択地区協議会構成市町村教育委員会の意思及び調査研究・採択協議等の実務上の支障の存否等を確認し、会議を開催し検討を行う。

会議での検討結果を踏まえ、県教育委員会は「採択地区見直し案」を作成し、必要な手続を行い、適正規模化を図る。

議題３　全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いについて

令和８年４月 23 日に実施した、全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いを次のとおりとする。

１　教科に関する調査（国語、算数・数学、英語）の結果は、分析結果及び今後の取組みを公表し、平均正答数や平均正答率などの数値は公表しない。

２　質問調査の結果は、分析結果を公表し、平均や割合などの数値は公表することがある。

令和8年度全国学力・学習状況調査の結果（概要）のポイント

令和8年8月
文部科学省・国立教育政策研究所

① 令和８年度全国学力・学習状況調査の概要

調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、

全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る

学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる



そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する



調査概要

調査実施日	令和８年４月20日(月)～５月29日(金)
調査対象	小学校６年生、中学校３年生
調査事項	①児童生徒：教科調査〔国語、算数・数学、**英語（中学校のみ）**〕 / 質問調査 **※令和５年度以来の実施** ②学　　校：質問調査
調査問題	・学習指導要領で育成を目指す、知識及び技能や思考力、判断力、表現力等を問う問題を出題 ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善のメッセージを発信
今年度の調査の特徴	・中学校・英語（４技能「聞くこと」「読むこと」「書くこと」「話すこと」）の全面CBT（Computer Based Testing）化 ※「話すこと」調査のみ令和５年度もCBTで実施 ・小学校・児童質問でのランダム方式の導入

結果公表スケジュール

結果公表①
（正答率・IRT バンド分布などの全国平均）

結果公表②
（全国データに基づく分析結果）

結果公表③
（都道府県・指定都市別データに基づく分析結果）

全国（国公私）の平均正答数（率）・平均IRTスコア

小学校				中学校						
国語		算数		国語		数学		英語４技能		（参考）英語３技能
7.9/13 問 (61.1%)		9.1/16 問 (56.6%)		9.6/15 問 (64.2%)		9.2/16 問 (57.4%)		499		502
男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	－
57.7%	65.2%	58.3%	55.5%	60.7%	68.6%	57.0%	58.9%	490	510	

※中学校英語はCBTで実施し、IRT（項目反応理論）に基づき、500を基準に算出したIRTスコアで結果を表示。IRTスコアは、「聞くこと・読むこと・書くこと・話すこと」の英語４技能を統合したもので、「話すこと」の当日実施校500校分のデータに基づいて全国値を算出。各学校には、「聞くこと・読むこと・書くこと」の3技能を統合したIRTスコアを返却。

教科に関する調査結果のポイントはP.2・3・4

② 教科に関する調査結果（国語）

R8

- 文章を引用して、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫することに課題が見られた。
- 文章を読んで理解したことに基づいて、自分の考えを確かなものにすることに課題が見られた。

→自分の考えを伝える際に、考えと根拠を区別して表現することを意識させることが重要。

小学校国語 大問２四

引用して、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫することができるかどうかをみる問題

【花山さんの文章の続き】

4　すずしく過ごせる衣服の色は何色か

「色の効果」という本には、「青は海や水を連想させ、すずしそうに見える。」と書かれている。青や水色などひんやりとしたイメージのある色の服を着ることで、暑そうでもすずしく過ごすことができそうだ。

また、

【集めた情報】

本の題名	本文の一部
色の効果	青は海や水を連想させ、すずしそうに見える。白は雪の色であり、冷たい印象がある。青が冷たく感じられるのは、太陽や火を連想させるからだ。
生活と太陽	白は熱や光を反しゃする色のため、熱くなりにくい。一方、黒は熱や光をきゅうしゅうし、熱くなりやすい。
夏のくらし方	白やうすい青はさわやかに見え、すずしく感じます。さらに、着ている人だけでなく、周りの人にもすずしさを感じさせます。

【花山さんの文章の続き】の空欄に入る内容を、【集めた情報】から抜き出して考えが伝わるように書く。

条件①【集めた情報】の中から、本の題名と本文の一部の内容を選んで、抜き出して書いている。

条件②抜き出した本の題名と本文の一部の内容はかぎかっこ（「　」）でくくっている。

条件③抜き出した内容をもとに、すずしく過ごせる衣服の色について考えたことを書いている。

条件④ 140字以内にまとめて書いている。

正答例（正答率 33.6%）

○「生活と太陽」という本には、「白は熱や光を反しゃする色のため、熱くなりにくい。一方、黒は熱や光をきゅうしゅうし、熱くなりやすい。」と書かれている。特に強い日差しが照りつけるえん天下では、黒い服より白い服を着る方が、すずしく過ごすことができそうだ。

誤答例

条件③は満たしているが、①②を満たしていないもの　…29.1%

●白は雪の色であり、冷たい印象がある。また、白色や青色の衣服は着ている人だけでなく、周りの人にもすずしさを感じさせることができる。

本文の一部を引用して書けたが、引用した部分と自分の考えとの関係を明確にし、区別して書くことができなかった児童がいた。

中学校国語 大問４四

文章を読んで理解したことに基づいて、自分の考えを確かなものにすることができるかどうかをみる問題

二つの例文を比べながら、擬態語「きっぱり」が表している具体的な様子と擬態語の効果を書く。



条件①〈例文２〉の擬態語「きっぱり」がどのような様子を表しているかを具体的に書いている。

条件②「きっぱり」について考えたことを踏まえて、擬態語の効果について、本文中の言葉を使って書いている。

正答例（正答率 39.3%）

○「きっぱり」は、生徒が先生に向かって、自信を持って力強く言い切っている様子を表している。このように、擬態語は話している様子の包括的なイメージを表現することができる。

誤答例

条件①は満たしているが、②を満たしていないもの　…35.1%

●「きっぱり」という擬態語をつかうことによって生徒がたくさん練習をしてきて、発表に自信があるように感じさせる効果がある。

擬態語の効果について自分の考えを述べようとしているものの、本文やそこから得た理解に基づく記述が不十分な生徒がいた。

② 教科に関する調査結果（算数・数学）

R8

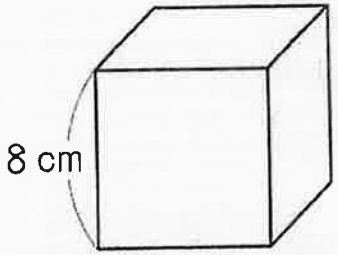
- 立方体の体積の求め方の理解や、基準量、比較量、割合の関係を正しく捉えることに課題が見られた。
- ２直線が平行になる条件の理解に課題が見られた。

→図形の指導において具体的な活用の場面を通じて理解を深めることや、量と割合の違いについて図で表現するなどしながら理解を深めることが重要。

小学校算数 大問１(１)

立方体の体積の計算による求め方について理解しているかどうかをみる問題

１辺が８cmの立方体の体積を求める式を書く。



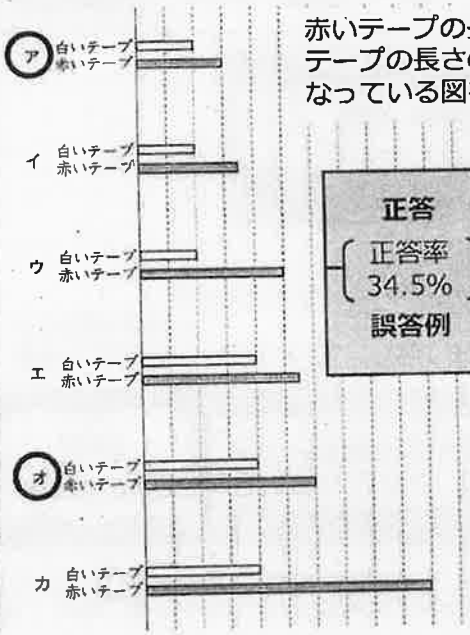
正答（正答率 72.9%）	8×8×8
誤答例	8×8　…10.2% 8×6、8×3　…5.5%

立方体の全ての辺が等しいことは理解しているか、誤って正方形の面積の公式を用いている児童や、立方体の特徴を体積の求め方に結び付けることができていない児童がいた。

小学校算数 大問２(４)

基準量、比較量、割合の関係が正しく表されている図を選ぶことができるかどうかをみる問題

赤いテープの長さが、白いテープの長さの1.5倍になっている図を二つ選ぶ。



正答（正答率 34.5%）	ア・オ
誤答例	イ・エ　…35.7%

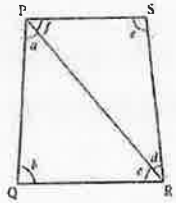
基準量の1.5倍に当たる量を、基準量より1.5目盛り分多い量であると誤って捉えていると考えられる児童がいた。

中学校数学 大問３

２直線が平行になるための条件を理解しているかどうかをみる問題

四角形PQRSにおいて、PS//QRを示すための根拠となる二つの角を書く。

3 下の図は、四角形PQRSに対角線PRをひいたものです。



上の図において、∠aから∠fまでの６つの角のうち、ある２つの角の大きさが等しければ、PS // QRであるといえます。その２つの角を書きなさい。

正答（正答率 49.6%）	∠c と∠f を解答しているもの
誤答例	❶∠b と ∠e を解答しているもの　… 24.2% ❷∠a と ∠d、∠b と ∠e などの対応関係にはない二つの角を解答しているもの　… 20.3%

２直線が平行になるための条件を理解し、２直線が平行であるかどうかを判断する際に着目すべき二つの角を見いだすことに課題がある生徒がいた。

② 教科に関する調査結果（英語）

R8

- 社会的な話題に関して読んだことについて、自分の考えを書くことはできているが、その理由を書くことに課題が見られた。
- 日常的な話題について、自分がしたいことを話すことはできているが、その理由を話すことに課題が見られた。

→自分の考えを書いたり話したりする際に、読み手や聞き手に伝わるよう、理由を示すことを意識させることが重要。

中学校英語 問10 (2)　社会的な話題に関して読んだことについて、考えとその理由を書く問題

インターネットの使用に関して読んだことについて、考えとその理由を書く。

Today, many junior high school students use the Internet to play games. However, I think we should use the Internet for learning more often because it is useful. For example, there are many good videos for learning English. They are easy to understand. Also, there are many good dictionaries on the Internet. We can find the meaning of an English word quickly.
Do you think my opinion is good?

あなたの考え

なぜそう考えるのか

正答の条件・正答例（正答率 28.4 %）	条件①：書き手の意見に対する自分の考えを書いている。 条件②：①の理由を書いている。 I agree with you. I often use the internet to study English.
誤答例	条件①は満たしているが、②を満たしていないもの　…43.6% I think your opinion is good. I think students will find is very good.（文構造の誤り）

自分の考えを書くことはできているが、その理由を書くことに課題がある生徒がいた。

中学校英語 問16　日常的な話題について、事実や自分の考え、気持ちなどを整理し、まとまりのある内容を話す問題

留学生と仲良くなるために、一緒にしたいことを１つ取り上げ、その理由を話す。



正答の条件・正答例（正答率 53.5 %）	条件①：留学生と一緒にしたいことを１つ取り上げて話している。 条件②：①の理由を話している。 I want to play tennis with Ming because it is fun for me to play tennis.
誤答例	条件①は満たしているが、②を満たしていないもの　…16.8% I want to play Karuta with Ming because it can learn Japanese culture and it is very enjoy.（主語、文構造の誤り）

留学生と一緒にしたいことを話すことはできているが、その理由を話すことに課題がある生徒がいた。

（参考）平成31年度の調査問題

次の内容を英語で話す。
〔正答率 45.9%〕



話してほしい内容
（①,②のどちらも話してください）

①あなたの将来の夢，または，将来やってみたいこと
②その実現のために頑張っていること，やるべきこと

日常的な話題について、自分の考えや気持ちなどを整理して、英語で話すことに、引き続き課題が見られた。

3 質問調査結果（児童生徒、学校）①

※グラフはその他、無回答を除いているため、合計しても100%に満たない場合がある。
※ ［　］内の数値は相関係数

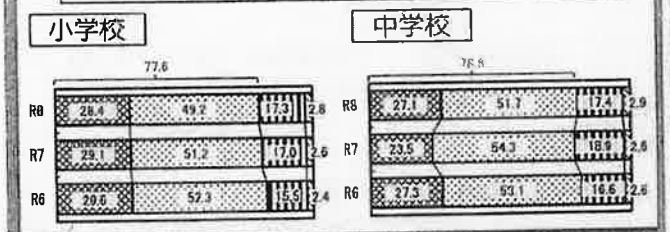
R8

学習指導要領の趣旨を踏まえた取組

◆ 昨年度までと同様、約80%の児童生徒が**「主体的・対話的で深い学び」**に取り組んだと考えている。

課題の解決に向けて自分から取り組んだ

▩ 当てはまる　▩ どちらかといえば、当てはまる
▩ どちらかといえば、当てはまらない　▩ 当てはまらない

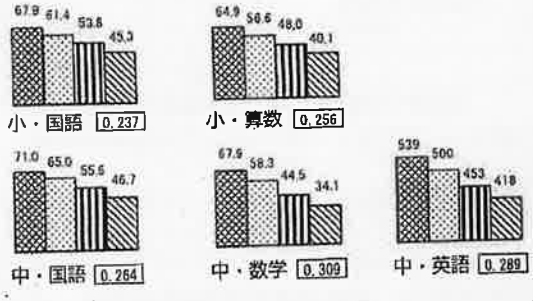


◆ **「主体的・対話的で深い学び」**に取り組んだと考える児童生徒ほど、**各教科の正答率・スコアが高い**傾向。

課題の解決に向けて自分から取り組んだ

▩ 当てはまる　▩ どちらかといえば、当てはまる
▩ どちらかといえば、当てはまらない　▩ 当てはまらない

選択肢ごとの平均正答率・スコア



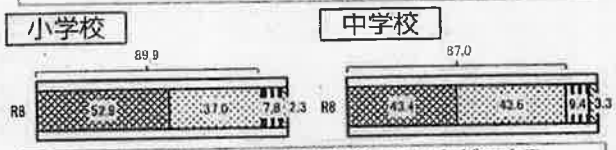
※「課題の解決に向けて自分から取り組んだ」以外の「主体的・対話的で深い学び」に関する回答でも同様の傾向。

ICT機器の活用

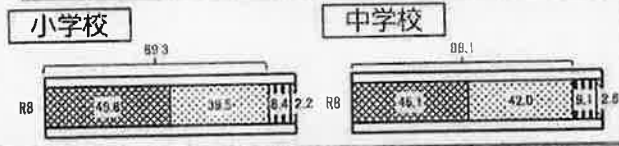
◆ 約90%の児童生徒が、ICT機器を活用することで**「楽しみながら学習を進めることができる」「友達と協力しながら学習を進めることができる」**と考えている。

▩ そう思う　▩ どちらかといえば、そう思う
▩ どちらかといえば、そう思わない　▩ そう思わない

楽しみながら学習を進めることができる



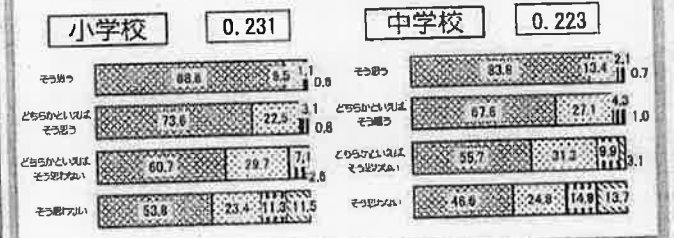
友達と協力しながら学習を進めることができる



◆ ICT機器やインターネットについて、**ルールやマナーを守って活用できる**児童生徒ほど、**いじめはどんな理由があってもいけないこと**だという意識が高い。

［ICTのルールやマナーを守って活用している］×
［いじめはどんな理由があってもいけない］

▩ 当てはまる　▩ どちらかといえば、当てはまる
▩ どちらかといえば、当てはまらない　▩ 当てはまらない

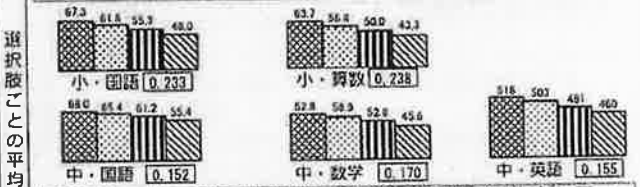


◆ ICT機器を**活用する自信がある**児童生徒ほど、**各教科の正答率・スコアが高い**傾向が見られる。

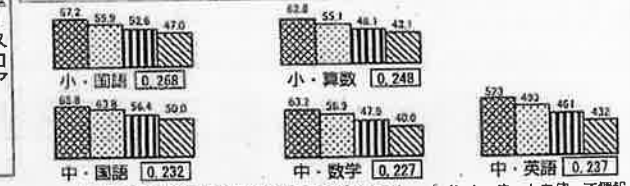
▩ そう思う　▩ どちらかといえば、そう思う
▩ どちらかといえば、そう思わない　▩ そう思わない

選択肢ごとの平均正答率・スコア

タブレットなどのICT機器を使って情報を整理する（図、表、グラフ、思考ツールなどを使ってまとめる）ことができる



タブレットなどのICT機器を使って学校での活動でプレゼンテーション（発表のスライド）を作成することができる



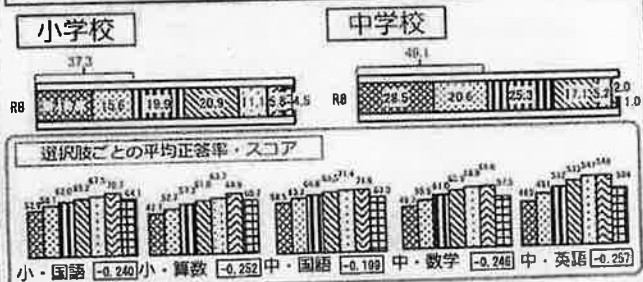
※「タブレットなどのICT機器で文章を作成することができる」、「インターネットを使って情報を収集することができる」に関する回答でも同様の傾向。

学校外での過ごし方

◆ SNSや動画視聴等の**利用時間が長い**児童生徒ほど、**各教科の正答率・スコアが低い**傾向が見られる。

平日、1日当たりのスマートフォン等でのSNSや動画視聴時間

▩ 4時間以上　▩ 3時間以上、4時間より少ない　▩ 2時間以上、3時間より少ない
▩ 1時間以上、2時間より少ない　▩ 30分以上、1時間より少ない　▩ 30分より少ない
▩ スマートフォン等を持っていない　※相関係数は「スマートフォン等を持っていない」回答を除外して算出



※中学校英語はCBTで実施し、英語４技能のIRTスコアにより結果を表示している。

3 質問調査結果（児童生徒、学校）②

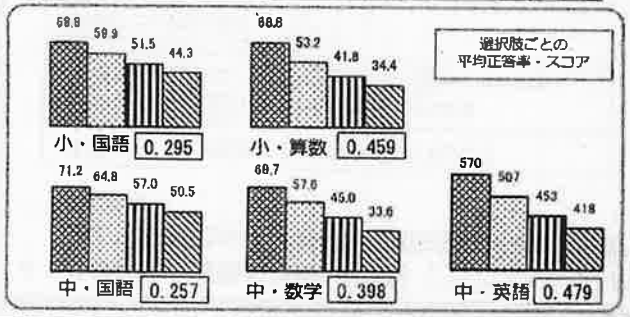
※グラフはその他、無回答を除いているため、合計しても100%に満たない場合がある。
※ □ 内の数値は相関係数

R8

各教科への興味・関心、理解度

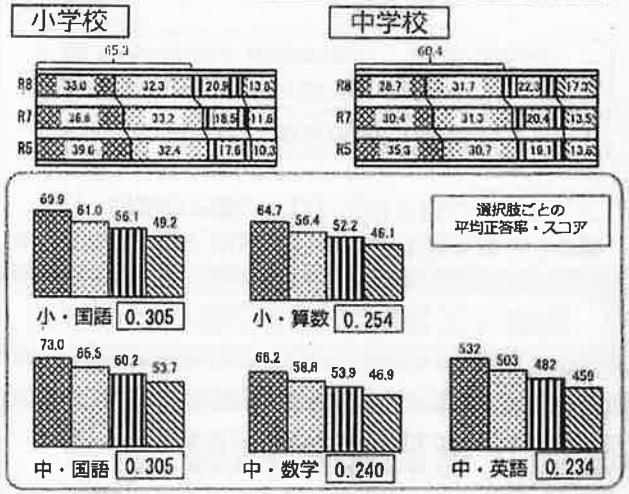
◆ **「授業の内容がよく分かる」**と回答した児童生徒ほど**各教科の正答率・スコアが高い**傾向。

授業の内容がよく分かる
当てはまる　どちらかといえば、当てはまる
どちらかといえば、当てはまらない　当てはまらない



◆ **「読書は好き」**と回答した児童生徒ほど**各教科の正答率・スコアが高い**傾向。

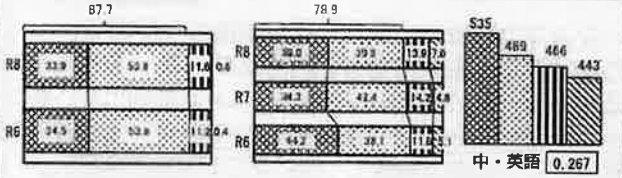
読書は好き
当てはまる　どちらかといえば、当てはまる
どちらかといえば、当てはまらない　当てはまらない



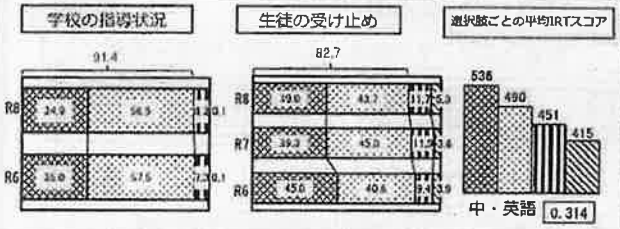
◆ 中学校英語の授業において、**言語活動に取り組んでいると受け止めている**生徒の方が**スコアが高い**傾向が見られる。

当てはまる　どちらかといえば、当てはまる
どちらかといえば、当てはまらない　当てはまらない

スピーチやプレゼンテーションなど、まとまった内容を英語で発表する活動が行われていた

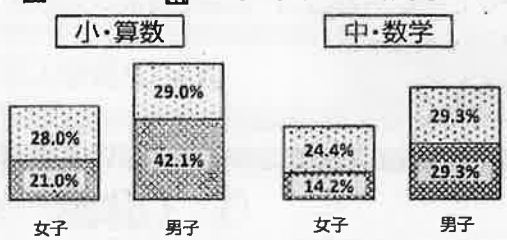


自分の考えや気持ちなどを英語で書く活動が行われていた



◆ **算数・数学**の平均正答率に**大きな男女差は見られない**一方、**「得意」**と考える割合は、**男子の方が女子より高い**。

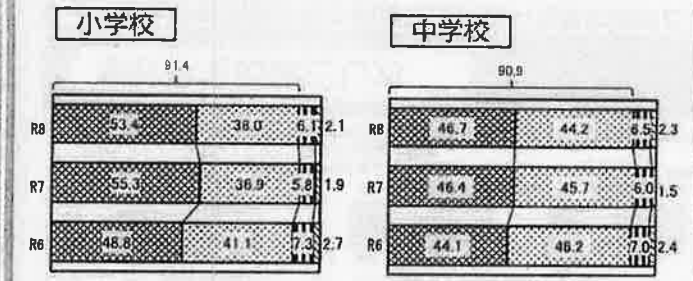
算数〔数学〕の勉強は得意だ
当てはまる　どちらかといえば、当てはまる



ウェルビーイング

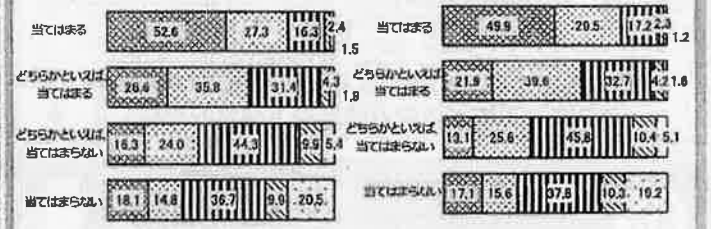
◆ **「先生は、あなたのよいところを認めてくれる」**と回答した児童生徒ほど、**学級で人と違う意見を言っても否定されない**と考えている。

先生は、あなたのよいところを認めてくれる
当てはまる　どちらかといえば、当てはまる
どちらかといえば、当てはまらない　当てはまらない



［先生は、あなたのよいところを認めてくれる］×［学級では人と違う意見を言っても否定されない］
当てはまる　どちらかといえば、当てはまる
どちらともいえない
どちらかといえば、当てはまらない　当てはまらない

小学校 0.316　中学校 0.331



※中学校英語はCBTで実施し、英語４技能のIRTスコアにより結果を表示している。

4 文部科学省の主な取組一覧

R8

1 学習指導要領の着実な実施・改訂に向けた検討

○ **主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善**
- 学習指導要領の趣旨・内容の周知・徹底のため、全国の都道府県等教育委員会の指導主事等を対象とした協議会を実施。
- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた全国の授業づくりの好事例を収集・分析し、サポートマガジン「みるみる」として公表。引き続き、事例普及に取り組む。

○ **指導改善に資する情報提供等（国立教育政策研究所）**
- 報告書（授業アイディア例を含む）を作成し、国立教育政策研究所のWebサイトに掲載（教育委員会や学校等で学習指導の改善・充実を図る際に活用）。
- IRTに基づく結果の活用方法について動画資料等で発信。児童生徒の理解の状況に応じた指導について、報告書で解説。
- 全国説明会（各教育委員会、教員養成大学等対象）を開催し、学習指導の改善・充実のポイントを解説（令和８年８月19日・20日オンライン開催）。
- オンラインなども活用し、学力調査官等による教育委員会や学校への指導・助言を実施。

○ **学習指導の充実**
- 今回明らかになった課題の解決に資するデジタル技術の活用方法について発信を実施。
- 英語において、練習量の増加や英語を学ぶ動機付けの強化等の観点から、AIを活用した英語教育の実証事業を実施。
- 児童等に、学校外での自身の興味・関心に沿って楽しく利用できる学習コンテンツ（「たのしくまなび隊」など）について周知。

○ **次期学習指導要領に向けた中央教育審議会における検討**
- 経済的に困難な背景のある子供たちを含め、子供たち一人一人が必要な資質・能力を育成できるよう、各教科等の改善や柔軟な教育課程編成の在り方について、次期学習指導要領に向けた検討を行う。

2 GIGAスクール構想の更なる取組の推進

○ **学校のICT環境整備の推進**
- 共同調達スキームの下での端末の着実な更新や、学校におけるネットワーク環境の改善等を推進、都道府県域内で共同調達・共同利用を前提とした次世代校務DX環境の整備を加速。

○ **学校のICT環境を活用した取組**
- 次期学習指導要領を見据えた情報活用能力の抜本的な向上のための教材開発。
- ICT活用のための研修コンテンツの提供やGIGA StuDX推進チームによる研修の実施。
- 学校DX戦略アドバイザーによる相談体制の構築、支援。
- 生成AIガイドラインの策定・改定、生成AIパイロット校による好事例の創出・普及。
- 紙・デジタルそれぞれの良さを取り入れた教科書の推進。

3 児童生徒の豊かな心をはぐくむ取組の推進

- 道徳教育や特別活動、体験活動、生徒指導など学校教育活動全体を通じて児童生徒の豊かな心をはぐくむ取組を推進。
- 読書の推進について、発達段階に応じた読書活動の先導的なモデル事業や、学校等における子供の読書活動を推進するための優れた取組の表彰を実施。

4 アンコンシャスバイアスの解消に向けた取組の推進

- 女子中高生と研究者等の交流機会の提供、シンポジウムや出前授業などの取組を、地域や企業等と連携して実施する大学等の支援を実施。

5 児童生徒の学習習慣・生活習慣の確立

○ **テレビゲームやスマートフォンの使用**
- 文部科学省情報モラルポータルサイトにおいて、児童生徒向けの情報モラルに関する動画教材を提供するとともに、教職員等を対象としたオンライン研修会を開催。
- こども家庭庁をはじめとした関係省庁と連携し、青少年インターネット環境整備基本計画に基づき、利用時間に関する「親子のルールづくり」の推奨など、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育・啓発活動等を推進。

○ **学習支援**
- 教員OBや大学生などの地域住民の協力を得て行う、中学生・高校生等を対象とした放課後等の学習支援活動（地域未来塾）について補助を実施。

6 支援を必要とする児童生徒の支援策の充実

- CBTの特徴をいかし、不登校児童生徒、障害のある児童生徒、外国人児童生徒等がそれぞれの状況に応じて柔軟に調査に参加し、支援の充実につなげる形で活用。
- １人１台端末を活用した児童生徒の悩みや不安の早期発見・支援を推進するとともに、ICTを活用した学習も含め、不登校児童生徒が行った学習の成果を成績に反映することができることを法令上明確化し、制度の更なる活用促進のため、リーフレットを作成・周知。

7 教師を取り巻く環境整備

○ **指導体制の充実**
- 中学校35人学級化、小学校高学年及び中学年での教科担任制の拡充、中学校生徒指導担当教師の配置拡充、貧困等個々の学校が抱える課題への対応等、学校の指導・運営体制の充実。
- 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するため、教師人材の質の向上と入職経路の拡幅の観点から、教師の養成・採用・研修における必要な改革について、中央教育審議会の審議の中で検討。

○ **子供と向き合う時間の確保**
- 教師が教師でなければできない仕事に集中することができるよう、学校における働き方改革の更なる加速化や、教員業務支援員などの支援スタッフの配置充実。
- コミュニティ・スクールを活用した働き方改革に係る取組の充実。

○ **児童生徒・教職員のウェルビーイングの向上に資する学校施設の整備**
- 学校施設整備への支援及び情報共有プラットフォームや事例集の周知を通じた好事例の横展開等による、児童生徒や教職員が居心地の良さ等を感じられる学校施設整備の推進。

○ **校務DXの推進**
- 教職員の事務負担の軽減や効率的で柔軟な働き方の実現、データ利活用・データ連携等を通じた教育活動の高度化に向けて、次世代校務DX環境の整備への支援を加速。

8 調査結果の活用、次回以降の調査の検討

○ **教育委員会等における分析活用の推進**
- 教育委員会等が課題意識に応じて調査結果を簡便に分析・活用可能な「分析ツール」の開発・提供。都道府県・指定都市ごとに多面的に分析し結果返却。

○ **調査の充実に向けた検討**
- 令和９年度から全教科においてCBT化を着実に実施。
- 技術進展等も踏まえつつ、きめ細かな分析・返却や結果返却の更なる早期化を検討。

○ **集計結果データの貸与**
- 大学等の研究者による多様な学術研究の分析等を促進するため、個票データ等の貸与を実施。

（６）調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、各教育委員会及び学校等が調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、各教育委員会及び学校等が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

ア　各教育委員会及び学校等による調査結果の公表

（ア）都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市区町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

①　自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。

②　域内の市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市区町村教育委員会の同意を得た場合は、（エ）に基づき、当該市町村名又は当該市区町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市区町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市区町村名又は学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、（エ）に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

③　①又は②に基づき個々の市区町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

④　自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

（イ）市区町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

①　当該市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。

②　自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③　自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

（ウ）学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。

（エ）調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

①　公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切な

ものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、文部科学省から公表される分析結果や、国立教育政策研究所で示す学習指導の改善・充実方策も参考として、調査結果について多面的に分析を行い、その分析結果を併せて公表するなど、調査結果を多面的に解釈することができる示し方となるよう工夫すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ （ア）①又は（イ）②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は（ア）②において市区町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

（オ）教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、それぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

（ア）文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第５条第６号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

（イ）教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、（ア）を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア（エ）を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

議題４　春日井市下街道歴史ひろば条例施行規則の制定について

春日井市下街道歴史ひろば条例の制定に伴い、春日井市下街道歴史ひろば条例施行規則を定めるもの。また、春日井市教育委員会事務局等組織規則の規定を整備するもの。

規則の概要

1　件名

春日井市下街道歴史ひろば条例施行規則

2　制定の経緯、理由

春日井市立郷土館の跡地において、下街道の歴史を後世に伝え、郷土の歴史や文化財に対する市民の愛着や誇りを深めるとともに、住民が交流し、にぎわいが生まれ、地域の活性化に寄与する施設として、春日井市下街道歴史ひろばを令和９年４月に開設することに伴い、施設の設置及び管理に関する事項を定める条例を新たに制定するため、条例施行規則を新たに制定するもの

3　施行日

令和９年４月１日

春日井市下街道歴史ひろば条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、春日井市下街道歴史ひろば条例（令和８年春日井市条例第●号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（利用手続）

第２条　条例第３条の規定により春日井市下街道歴史ひろば（以下「歴史ひろば」という。）の利用の許可を受けようとする者は、下街道歴史ひろば利用許可申請書（第１号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

２　前項の申請書は、利用しようとする日の属する月の２月前の初日からその利用しようとする日の３日前までの間に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

３　教育委員会は、歴史ひろばの利用を許可したときは、下街道歴史ひろば利用許可書（第２号様式。以下「利用許可書」という。）を第１項の規定による申請者に交付するものとする。

（利用の変更）

第３条　利用者（条例第３条第１項に定める利用者をいう。以下同じ。）が許可を受けた事項を変更しようとするときは、利用予定日の２日前までに下街道歴史ひろば利用変更許可申請書（第３号様式）に利用許可書を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

２　教育委員会は、歴史ひろばの利用の変更を許可したときは、下街道歴史ひろば利用変更許可書（第４号様式）を前項の規定による申請者に交付するものとする。

（利用の許可の取消し）

第４条　利用者が利用の取消しをしようとするときは、利用予定日の２日前までに下街道歴史ひろば利用許可取消承認申請書（第５号様式）に利用許可書を添えて教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

（指示及び調査）

第５条　教育委員会は、歴史ひろばの管理上又は公益上必要があると認めるときは、歴史ひろばの利用について指示をし、又は利用中の歴史ひろばに職員を立ち入らせ、利用の状況を調査することがある。

（損害の届出）

第６条　歴史ひろばを毀損し、又は滅失した者は、直ちにその理由を付けて教育委員会に届け出て、その指示を受けなければならない。

（雑則）

第７条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　この規則の規定中歴史ひろばの利用の許可その他歴史ひろばを利用するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

（春日井市教育委員会事務局等組織規則の一部改正）

３　春日井市教育委員会事務局等組織規則（昭和49年春日井市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項の表文化財課の項中第４号の次に次の１号を加える。

⑸　下街道歴史ひろばに関すること。

第１号様式（第２条関係）

下街道歴史ひろば利用許可申請書

年　　月　　日

（宛先）春日井市教育委員会

申請者　住　　所
氏名又は団体の名称
代表者名
利用責任者
電話番号

下街道歴史ひろばの利用を、次のとおり申請します。

利用目的（行事名等）			
利用内容			
使用面積	㎡	利用する人数	人
利用期間	年　月　日（　）　時から 年　月　日（　）　時まで		
備考			

第２号様式（第２条関係）

下街道歴史ひろば利用許可書

第　　号

年　　月　　日

様

春日井市教育委員会　　印

年　　月　　日付けの申請については、次のとおり許可します。

利用目的（行事名等）			
利用内容			
使用面積	㎡	利用する人数	人
利用期間	年　月　日（　）　時から 年　月　日（　）　時まで		
使用料			
許可の条件			

第３号様式（第３条関係）

下街道歴史ひろば利用変更許可申請書

年　　月　　日

（宛先）春日井市教育委員会

申請者　住　　所
氏名又は団体の名称
代表者名
利用責任者
電話番号

　　年　　月　　日付け第　　号で承認された歴史ひろばの利用の変更を、次のとおり申請します。

変更理由		
変更内容	変更前	変更後
使用料	変更前　　円	
	変更後　　円	
	差額　　円	
添付書類	下街道歴史ひろば利用許可書	
備考		

第４号様式（第３条関係）

下街道歴史ひろば利用変更許可書

第　　号

年　　月　　日

様

春日井市教育委員会　　印

年　　月　　日付け第　　号で承認された歴史ひろばの利用の変更を、次のとおり許可します。

<table>
<tr><td>変　更　理　由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">変　更　内　容</td><td>変　更　前</td><td>変　更　後</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">使　用　料</td><td>変更前　　円</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>変更後　　円</td></tr>
<tr><td>差　額　　円</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

第５号様式（第４条関係）

下街道歴史ひろば利用許可取消承認申請書

年　　月　　日

（宛先）春日井市教育委員会

申請者　住　　所
氏名又は団体の名称
代表者名
利用責任者
電話番号

　　年　　月　　日付け第　　号で承認された歴史ひろばの利用の取消を、次のとおり申請します。

利　用　期　間	
取　消　理　由	
添　付　書　類	下街道歴史ひろば利用許可書
備　　考	

春日井市教育委員会事務局等組織規則（昭和49年春日井市教育委員会規則第１号）新旧対照表

現　行	改正案
文化財課 （１）　文化財の保護及びその啓発に関すること。 （２）　文化財の調査、研究及び保存に関すること。 （３）　文化財保護審議会に関すること。 （４）　伝統芸能の保存及び育成に関すること。	文化財課 （１）　文化財の保護及びその啓発に関すること。 （２）　文化財の調査、研究及び保存に関すること。 （３）　文化財保護審議会に関すること。 （４）　伝統芸能の保存及び育成に関すること。 （５）　下街道歴史ひろばに関すること。

報告１　令和８年第４回市議会定例会について

令和８年第４回市議会定例会について

条例案【原案可決】

１　春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

(1)　人・農地プラン検討会及び西部地区新調理場整備運営事業者選定委員会を廃止するもの（別表関係）

(2)　施行日　公布の日

２　春日井市社会福祉施設条例等の一部を改正する条例について

(1)　次に掲げる条例に係る施設（以下「施設」という。）の使用料等を改定するもの

ア　春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例

イ　春日井市青年の家条例

ウ　春日井市少年自然の家条例

(2)　営利を目的とする場合の施設の使用料の額を設けるもの

(3)　市内に在住、在勤又は在学しない者が使用する場合の施設の使用料の額を設けるもの

(4)　その他施設に係る所要の規定を整備するもの

(5)　施行日　(1)ア、イ　令和９年１月１日

(1)ウ　令和９年４月１日

３　春日井市私立高等学校授業料の補助に関する条例を廃止する条例について

(1)　高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正（令和８年法律第８号。令和８年４月１日施行）等に伴い、廃止するもの。

(2)　施行日　公布の日

一般議案【原案可決】

１　勝川小学校リニューアル工事（建築）の請負契約について

(1)　契約金額　1,579,916,800円

(2)　契約の相手方　名古屋市中区栄２丁目15番地６号

栗本建設工業株式会社名古屋支店

２　勝川小学校リニューアル工事（電気）の請負契約について

(1)　契約金額　319,836,000円

(2)　契約の相手方　春日井市細木町２丁目118番地

株式会社ＡＣＴ－１

３　勝川小学校リニューアル工事（機械）の請負契約について

(1)　契約金額　　514,800,000円

(2)　契約の相手方　春日井市妙慶町２丁目119番地

株式会社本間工業

４　中部中学校校舎増築工事（建設）の請負契約について

(1)　契約金額　　536,800,000円

(2)　契約の相手方　春日井市庄名町字池下804番地１

株式会社服部工務店

５　中部中学校校舎増築工事（電気）の請負契約について

(1)　契約金額　　171,347,000円

(2)　契約の相手方　春日井市鳥居松町５丁目57番地

春日井電気株式会社

６　西部中学校リニューアル工事（建築）の請負契約について

(1)　契約金額　　1,886,899,300円

(2)　契約の相手方　春日井市鳥居松町５丁目75番地

株式会社高柳組

７　西部中学校リニューアル工事（電気）の請負契約について

(1)　契約金額　　329,340,000円

(2)　契約の相手方　春日井市中野町２丁目２番地５

ヒダ電気株式会社

８　西部中学校リニューアル工事（機械）の請負契約について

(1)　契約金額　　525,800,000円

(2)　契約の相手方　春日井市大泉寺町429番地１

株式会社Ｓｕｎ　ａｉｒ

９　西部地区新調理場予定地整備工事の請負契約について

(1)　契約金額　　242,551,100円

(2)　契約の相手方　春日井市高蔵寺町３丁目39番地

王春工業株式会社

■ 一般質問 ■

質問事項	質問要旨	答弁要旨
1　小中学校におけるがん教育の推進について	(1)　本市の小中学校において、現在どのようながん教育が行われているか現在の取組状況を問う。	(1)　がん教育については、国のがん対策推進基本計画や学習指導要領に基づき、小学校では６年生、中学校では全学年において、保健体育やいのちの授業、総合的な学習の時間などを活用し、児童生徒の発達段階に応じた教育を実施している。 具体的には、がんが生活習慣病の一つであることや、早期発見のための検診の重要性を学ぶほか、がん経験者の動画教材などを通じて命の尊厳について深く考える機会を設けている。 また、春日井市民病院の医師や看護師、市健康福祉部健康増進課の保健師による専門的な知見に基づく授業を行っている学校もある。 こうした学びは、児童生徒が自らの健康に関心を持ち、生涯を通して心身ともに健康的な生活を営むための基盤を築く上で、重要な役割を果たしていると考えている。
	(2)　愛知県の外部講師の活用など、子どもたちが実感を持って学ぶことができる、より質の高いがん教育に今後どのように取り組んでいくかを問う。	(2)　がん教育については、児童生徒の発達段階に応じた多様な学習機会の提供を通じて、内容の充実に努めているところである。 愛知県の「外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解増進事業」については、専門家やがん経験者の生の声に直接触れることができ、児童生徒にとって深い学びにつながる有意義な取組であると考えている。 一方で、この事業については、本市ではまだ利用実績がないことから、各学校に他自治体における具体的な取組事例を紹介し、制度の積極的な活用を促していく。 今後も、がん教育がより高い効果を発揮できるように、多様な外部講師や効果的な学習教材を活用して、さらなる内容の充実と質の向上に努めていく。
2　デジタル教科書正式導入を見据えた学校・公立図書館とのデジタル連携について	(1)　デジタル教科書に関する国の動向を踏まえ、本市として、デジタル教科書の導入方針について問う。	(1)　国においては、現在デジタル教科書について様々な議論が進められているところである。現時点では、本市として具体的な導入方針やスケジュールを決定する段階にはないが、今後、国の方向性をしっかりと見極めた上で、デジタル教科書のあり方について、慎重かつ適切に判断していく。

質問事項	質問要旨	答弁要旨
	(2)　デジタル教科書と学校図書館を連携させ、デジタル資源へシームレスにアクセスできる環境づくりについて見解を問う。	(2)　デジタル教科書と学校図書館を連携させ、デジタル資源へシームレスにアクセスできる環境づくりについては、学びの深化や個別最適な学びの実現につながるものと認識している。 　今後は、児童生徒の学びをより一層深める観点から、他自治体の先進的な導入事例なども参考にしながら、調査研究を行っていく。
	(3)　児童生徒が不確かなネット情報に振り回されることなく、信頼性の高いデジタル書籍や学術文献を適切に選び取れるように、学校司書による「情報コーディネート機能」の強化について問う。	(3)　デジタル化が進む学習環境において、膨大な情報の中から信頼性の高いものを適切に選別や精査を行う能力を育成することは極めて重要であると考えている。このため、本市においては、情報活用能力の向上を図る中で、情報リテラシーの育成についても重点的に取り組んでいるところである。 　現在、本市では児童生徒にきめ細かい教育を提供するため、教科指導講師や学習支援講師、学校生活支援員を始めとした様々な人材の配置に注力しているところであり、学校司書の配置については、人材の確保や財政面などにおいても課題があることから現在のところ考えていない。まずは、学級担任や教科担任が日々の授業において、適切で効果的な情報の取扱いを児童生徒にしっかりと指導していくことが重要であると考えている。
	(4)　児童生徒の学校での学びを支援する視点から、児童生徒が学校から情報端末を利用し、インターネットを通じて図書館の書籍にアクセスできるように電子書籍を導入することについて問う。 　また、学校での探究学習の中で疑問が生じた際に、学校の端末からインターネットを通じて図書館の司書へレファレンスを受けられる体制づくりについて問う。	(4)　電子書籍は、情報端末さえあれば、いつでもどこでも読むことができるが、図書館に電子書籍を導入するには、専用のシステムが必要になること、購入経費が紙の書籍よりも高価なこと、書籍によっては利用できる期間や貸出回数に制限があることなどの課題がある。 　図書館の利用者の問い合わせに応じ、図書や情報を案内するレファレンスについては、本市ではそのニーズを的確に汲み取るため、原則対話による聞き取りを行っている。 　また、小中学校の依頼により、探究学習の参考となる図書資料を貸し出すなどして支援も行っている。 　電子書籍の導入や情報端末を利用したレファレンスについては、今後も先進自治体を参考にしながら、調査研究していく。

質問事項	質問要旨	答弁要旨
3　大災害発生時の小・中学校の対応について	(1)　小中学校において、飲み水や食料等の備蓄はどうなっているのかを問う。	(1)　大災害発生時においては、小中学校では、児童生徒の命と安全を守ることを最優先に、各学校が作成する防災マニュアルに基づき、迅速かつ適切な対応を行っていく。 　飲み水や食料については、各学校に通常の給食を提供できない場合の代替として非常用の学校給食を配備しており、災害時にも提供することができる。
	(2)　夏季の停電時における非常用電源の確保と空調設備の稼働体制はどうなっているかを問う。	(2)　令和８年度中に全ての小中学校の体育館において、発電機能付きガス空調機の整備が完了する。これにより、電気や都市ガスの供給が停止した場合でも、プロパンガスによって発電及び空調機の稼働が可能となるため、猛暑の時期に災害が発生した場合であっても、児童生徒は快適に安心して過ごすことができる。
	(3)　保護者への引き渡しまでの時間はどの程度を見込んでいるのかについて問う。また、時間の経過に合わせた学校の具体的な対応について問う。	(3)　児童生徒の引き渡しまでの時間及び対応については、災害の規模や交通網、周辺環境の状況に左右されるため、一律に具体的な時間を想定することは困難である。まずは安全確保を第一とし、状況の変化を的確に把握した上で、保護者への迅速な連絡や校内での安全管理など、時間の経過に応じて適切に対応していく。
	(4)　保護者の引き取りがどうしても不可能な場合の対応について問う。	(4)　保護者による児童生徒の引き取りが難しい場合については、学校が責任を持って一時的にお預かりする。その間、個別の事情を丁寧に把握しながら、安全な引き渡しが完了するまで、教職員が体制を整えるなど、しっかりと対応していく。
4　味美二子山古墳を活用した「ふるさと住民登録制度」導入について	(1)　味美二子山古墳の景観整備について問う。	(1)　味美二子山古墳は、昭和 11 年に国の史跡に指定された本市を代表する貴重な文化財である。史跡は、次世代へ確実に継承していくべき重要な歴史遺産であり、「現状保存」を原則としている。 　味美二子山古墳では、良好な景観を維持するため、周囲に柵を設置するとともに定期的に清掃を行うなど、古墳の歴史的価値を守るための環境整備に努めている。
	(2)　味美二子山古墳をさらに活性化することについて問う。	(2)　味美二子山古墳の活性化については、引き続き、二子山公園においてハニワまつりを開催し、市民が制作したハニワの野焼きや勾玉づくりなどの歴史体験型のイベントを通じて古墳に親しむ機会を提供して

質問事項	質問要旨	答弁要旨
		いく。また、より多くの皆様に古墳の魅力を知っていただくため、市ホームページを充実させ、効果的な情報発信に努めていく。あわせて、新たに春日井文化財ボランティアの会と協働で行う味美二子山古墳などを巡る募集型ガイドツアーを実施することを考えている。
	(3)　味美二子山古墳などを活用したふるさと住民登録制度の導入に向けた考えについて問う。	(3)　ふるさと住民登録制度は、居住地とは別に特定の自治体に登録を行うことで、地域の関係人口を創出・拡大するための国の新しい取組であると認識している。 本市のまちづくりにおける最優先課題は、何よりも若者世代の定住促進を図り、持続可能な都市基盤を確立することにある。そのため、現段階では、特定の制度を用いた、「関係人口」の拡大という手法に限定することなく、「本市の魅力や強み」、そして「生活拠点として選ばれる環境であること」を、全国へ向けて積極的に発信し、移住・定住を強力に推進していくことが重要であると考えている。 ふるさと住民登録制度の導入については、本市の定住促進施策との整合性や相乗効果を検証する必要があることから、導入済みの先進自治体における登録者の動向や定住への移行実績、また導入コストや運用の実態について調査研究していく。
5　子どもの貧困対策について	(1)　経済的理由で大学進学が困難な学生などを対象とした、市独自の給付型奨学金制度創設についての考えを問う。	(1)　給付型奨学金については、現在、国が実施している「高等教育の修学支援新制度」のほか、民間団体や各大学による支援制度もあることから、市独自で新たな制度を創設することは考えていない。
6　学校生活における紫外線対策について	(1)　紫外線対策として、帽子や日焼け止めを積極的に使用することを呼びかけることや、サングラスの使用を認めることについての考えを問う。	(1)　帽子や日焼け止めについては、近年の猛暑や強い紫外線から児童生徒の健康を守る観点から、学校生活における使用を認めている。 サングラスについては、現在、各学校において児童生徒の健康状態や体質、保護者の意向など、個別の事情に応じ、児童生徒の健康を守るための対策の一つとして、使用を許可している。
	(2)　各小中学校において、サングラスの使用についての積極的な呼びかけを行うべきであ	(2)　サングラスの使用については、児童生徒や保護者からの相談などを丁寧に伺った上で、柔軟に対応していくことが肝要であると考えており、積極的な使用の呼びかけ

質問事項	質問要旨	答弁要旨
	ると考えるが、考えを問う。	については、どのように運用するのが適切であるか、他自治体の取組状況なども含め、調査研究をしていく。
	(3) サングラスの使用についての市の方針を、保護者へしっかりと周知していくべきであると考えるが、考えを問う。	(3) サングラスの使用については、現在のところ、児童生徒の個別の事情に応じて認めている状況であり、保護者にあらかじめ広く周知することは考えていないが、児童生徒や保護者から相談などがあった際には、引き続き丁寧かつ柔軟な対応に努めていく。
7 地域等主体の地域クラブ活動におけるリスクマネジメントについて	(1) 部活動の地域移行におけるリスクマネジメントと責任の所在についての考えを問う。	(1) 地域クラブ活動の地域展開については、令和10年10月からの実施に向けて、生徒の健康管理や事故防止を盛り込んだガイドラインの策定や指導者向け研修の実施方法など、体制整備を進めているところである。 令和10年からの地域クラブ活動については、市教育委員会の管理下での運営ではなく、原則として運営主体や指導者による自主運営となる。このため、活動中に発生した事故などに対する責任については、基本的に、運営主体や指導者が負うものと認識している。 個々のリスクマネジメントについては、各地域クラブが主体的に運用を担うこととなるが、市教育委員会として、ガイドラインや指導者用マニュアルの整備を行うとともに、活動中の安全配慮義務の重要性について周知や啓発を図るなど、地域クラブが円滑かつ安全に運営できるように、しっかりと支援や助言をしていくことを考えている。
8 異常気象時における市民の安全確保について	(1) 暴風警報発表時の小中学校の授業や給食の対応について問う。	(1) 暴風警報発表時の小中学校の対応については、児童生徒の安全確保を最優先として基準を定めている。 午前7時の時点で暴風警報が発表されている場合は、自宅待機とし、給食の提供は中止する。午前7時から11時までに暴風警報が解除された場合は、各家庭で昼食を済ませた上で登校し、午後の5時間目から授業を開始する。午前11時を過ぎても暴風警報が解除されない場合、当日の授業及び給食の提供は全て中止となる。
	(2) 暴風警報発表が前日以前に見込まれた場合、あるいは、暴風警	(2) 暴風警報の発表が見込まれる場合の対応について、給食の実施の可否については、学校休業日を除く3日前の午前10時

質問事項	質問要旨	答弁要旨
	報が登校後に発表された場合の給食の提供について問う。	時点における、気象庁が発表する早期注意情報などの情報をもとに判断する。この時点で暴風警報の可能性が高い場合は、給食の提供を中止し、速やかに保護者へお知らせする。また、一度実施と判断した場合であっても、その後の気象情報の変化により、暴風警報の可能性が高まった際には、給食の提供を中止することとし、速やかに保護者へお知らせする。 登校後に暴風警報が発表された場合については、児童生徒の安全な帰宅が可能であると判断したときは、授業を中止し、速やかに下校させることとしている。この場合も、給食の提供は中止する。 なお、こうした対応にあたっては、食品ロスの削減の観点から、給食の廃棄は極力避けることが重要である。このため、食材については、給食の提供の中止を判断した際に、納入の調整を迅速に行うことで、廃棄を最小限に抑えることとしている。 また、各学校には非常用の学校給食を配備しており、不測の事態にも柔軟に対応できるように万全を期している。 今後も、児童生徒の安全確保を最優先に、気象情報の変化に応じて、臨機応変かつ適切な対応に努めていく。
	(3)　登校後に暴風警報が発表され、給食の提供が中止となった場合、調理した給食はどうするのか問う。また、その場合の給食費について問う。	(3)　学校給食については、学校給食衛生管理基準に基づき、厳格な衛生管理の下で調理や提供を行っている。このため、登校後に暴風警報が発表されたことにより提供ができなくなった給食については、安全性の担保が困難であることから、やむを得ず廃棄処分とする。一方、牛乳については、各学校に設置している保冷庫にて適切な温度管理を行うことで保存が可能であるため、翌日以降に提供し、廃棄の低減に努めていく。 なお、給食の提供を中止した場合の給食費については、保護者への請求は行わないこととしている。
9　子どもたちの安全な教育環境の整備について	(1)　不登校生徒が学校の健康診断を受ける機会を逃さないための現状の取組を問う。	(1)　学校における健康診断については、各学校において、心電図と血液検査を民間事業者に委託して実施し、その他の項目は、学校医などが実施している。 不登校の児童生徒を含め、当日、学校で健康診断を受けられなかった児童生徒への対応としては、心電図と血液検査は、別の日程で教育研究所において、その他の項

質問事項	質問要旨	答弁要旨
		目は学校医の診療所において受診できる体制を整えている。 　いずれも児童生徒による自己負担の費用は発生せず、全ての児童生徒に健康診断の機会を提供できるように取り組んでいる。
	(2)　校内の子どもの安全確保について、不審者の侵入を防ぐ対策についての現状と考え方を問う。	(2)　児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように安全を確保することは、学校運営における最優先の責務であり、外部からの不審者の侵入を未然に防ぐため、校内の防犯体制の強化に取り組んでいるところである。 　全ての学校に防犯カメラを基本的に４台ずつ設置し、校門や校舎入口などのモニターや録画が可能な監視体制を構築している。 　また、教職員一人ひとりの危機管理意識の向上を図るため、各学校においては、防犯マニュアルに基づいた対応手順について理解を深めるとともに、不審者対応や避難誘導の実践訓練を実施している。防犯用具である「さすまた」についても、使用方法の徹底を図っている。 　あわせて、児童生徒が自らの命を守るための避難行動や適切な判断力を身に付けられるように安全教育にも注力している。
	(3)　学校の火災時の避難経路の現状について問う。	(3)　学校における避難経路については、非常時に児童生徒が迅速かつ安全に避難できるように設定している。 　一方で、校舎の構造上、廊下の突き当りなどで２方向への避難経路の確保が困難な教室については、消防法令に基づき、避難器具として救助袋や避難はしごを設置し、安全対策を講じている。
	(4)　火災時に救助袋を使用できる環境が整っているかについて問う。	(4)　救助袋などの避難器具については、常に使用可能な状態を維持するため、消防法に基づき、年に２回専門業者による法定点検を行っており、この夏休み期間中も実施するところである。 　加えて、このたびの東京都内の小学校で発生した火災事案を極めて重く受け止め、緊急時に教職員が救助袋を迅速かつ適切に使用できるようにすることが重要であると考えている。このため、新たに全教職員を対象に、動画教材を活用した救助袋の操作方法を学ぶ研修や、夏休み期間中において、全ての学校の代表者を集め、実際に

質問事項	質問要旨	答弁要旨
		操作方法を体験する実地訓練を実施することとした。 今後も、児童生徒の安全確保を最優先に、万全の備えにしっかりと取り組んでいく。
	(5) 教員の性犯罪歴の確認について、日本版ＤＢＳの運用に向けた準備状況と、今後の具体的な取組を問う。	(5) 性犯罪は教職員のみならず、いかなる場合であっても決して許されるものではない。 この度導入される日本版ＤＢＳは、学校現場において、子どもたちの安全を確保し、安心して学ぶことができる環境を整える上で、大変重要な制度であると認識している。 教職員に関する日本版ＤＢＳの準備状況については、本年４月に国のシステムを利用するためのＩＤを取得するとともに、６月には愛知県へ各学校の情報を提出するなど、制度の導入に必要な手続きを順次進めているところである。今後のスケジュールについては、本年 12 月中旬に国からシステムへのログイン情報が通知され、同月 25 日から犯罪事実確認の申請などの運用が開始される予定である。 システムの運用開始後の具体的な確認手続きについては、愛知県が採用する教職員は愛知県教育委員会が、本市が採用する教職員は市教育委員会が、それぞれ実施主体となって手続きを進めていく。 その上で、新規採用者については、業務に従事するまでに、性犯罪歴の有無を確認していく。また、現職の教職員については、制度の円滑な導入を図るために令和９年４月から令和 11 年 12 月までの期間内で都道府県ごとに決定されるスケジュールに基づき、計画的に犯罪事実確認の申請を行っていく。
10 地域クラブ活動の自主運営への移行に向けた本市の方針について	(1) 外部指導員の現状（全体数、教員数、身分）を含めた、地域クラブ活動の運営状況について問う。	(1) 地域クラブの指導員については、令和８年６月 17 日現在 400 人であり、その内訳は、教職員の兼職兼業による指導者が 211 人で、教職員以外の指導者が 189 人である。 現在、地域クラブ活動は、市教育委員会の管理下で運営しており、指導員の身分については、本市が任用する会計年度任用職員である。 運営状況については、使用する用具は主に各学校の備品を利用している。各種目の連盟登録費などの経費については、本市が負担している。

質問事項	質問要旨	答弁要旨
		一部の地域クラブでは、活動に伴う消耗品費や大会参加費を実費徴収している場合もあるが、活動費の徴収は行っていない。
	(2)　地域クラブ活動に関する令和８年度歳出予算の内訳や、国・県の補助制度による補助見込み額、令和８年度における地域主体の地域クラブ運営に対する取組について問う。	(2)　地域クラブ活動に関する令和８年度歳出予算については、地域クラブ指導員への報酬が約 9,900 万円、保険料が約 400 万円、その他、負担金などで合計約１億 500 万円である。 国や愛知県からの補助金については、本市が支出する人件費や旅費、通信運搬費、保険料、委託費などが補助対象の経費である。各地域クラブの活動頻度や参加人数により補助基準額の上限額が定められているが、国と愛知県それぞれから補助基準額の３分の１の補助を受け、令和８年度は、約 6,000 万円の補助額を見込んでいる。 令和８年度における取組については、現在策定を進めている地域クラブのガイドライン及び認定基準を本年 11 月に公表する予定としており、令和９年度から地域クラブの認定申請に向けた準備を進めているところである。
	(3)　地域クラブは、現在どのような場所を拠点として活動しているかを問う。	(3)　現在、166 の地域クラブが活動している。１つのクラブが小学校の体育館を利用しており、その他のクラブは中学校のグラウンドや体育館、音楽室などの特別教室を活動拠点として活用している。
	(4)　運営資金、外部指導員、活動場所などの自主運営移行に伴う課題について問う。	(4)　休日における地域クラブ活動の地域展開については、令和 10 年 10 月の実現に向けて、着実に検討を進めているところである。円滑な移行のためには、指導者や活動拠点の確保、持続可能な運営体制の構築などの課題がある。 指導者の確保については、地域全体で持続的に人材を確保し育成していくための体制づくりが不可欠である。また、活動拠点の確保については、学校施設を活用することを基本とし、施設の維持管理や安全管理体制のあり方などを整理する必要がある。地域主体の運営体制については、運営側に過度な負担を強いることのないように配慮することが重要である。会費の徴収や管理、安全対策、損害保険への加入など、専門性や事務的な負担を伴う実務を地域が円滑に担うことができるように、具体的な支援体制を構築していく必要があると

質問事項	質問要旨	答弁要旨
		考えている。
	(5)　地域主体の地域クラブ運営となった場合、地域クラブ指導員は市の会計年度任用職員ではなくなるのか。また、市が支出することで国や愛知県の補助対象となっている人件費などの経費はどのように考えていくことになるのかを問う。	(5)　地域主体の地域クラブ活動へ移行した場合、指導員は、本市が任用する会計年度任用職員でなくなる。また、指導員の人件費や旅費、通信運搬費などの経費は、基本的に地域クラブにおいて負担することになる。 　このため、地域クラブが持続可能な活動を継続できるように、国や愛知県の補助制度を最大限活用するとともに、本市としてどのような支援が最も適切であるか、制度設計の面からも、慎重かつ着実に検討を進めていく。
	(6)　現存する民間のクラブチームも認定要件を満たせば、国・愛知県・市の補助対象となるか問う。	(6)　地域クラブについては、現在策定を進めている認定基準を満たす団体であれば、申請に基づき認定することになる。 　また、国や愛知県の補助金については、本市が地域クラブに支出する経費が補助の対象となるが、本市の支援のあり方については、現在検討を進めているところである。
	(7)　部活動や地域クラブのクラブ数が減ることになれば、子どもたちの活動の機会の減少につながることを危惧する。子どもが部活動に参加する機会を確保するということに対して、「こどもまんなかのまちづくり」の実現や「市こどもの権利条例」を推進することとの整合性を問う。	(7)　部活動や地域クラブ活動等は、こどもの好奇心、やり抜く力、協働性などを育むことに加え、体力の向上や健康の増進等、こどもの健やかな成長につながることから、中学生の活動の選択肢を確保することは、「こどもまんなかのまちづくり」の実現に寄与するものと考えている。 　また、市こどもの権利条例の第５条「主体的に参加する権利」や、第６条「豊かに育つ権利」を守っていく観点からも、大変重要な取組の１つであると捉えている。
	(8)　地域主体の地域クラブ運営への移行には、外部指導員の報酬確保や学校施設利用の維持など、現在と同水準の市の支援を継続すべきと考えるが、市の考えを問う。	(8)　地域クラブが持続可能な活動を継続できるように、どのような支援が最も適切であるか、しっかりと検討を進めていく。

報告２　西部地区新調理場整備・運営事業について

西部地区新調理場整備・運営事業について

1　事業の概要

⑴　目的　　老朽化した稲口調理場及び旧前並調理場の機能を統合した西部地区新調理場の整備運営を、ＰＦＩ手法（ＢＴＯ方式）により実施する。

⑵　事業期間　　令和８年３月～26年３月

ア　整備期間　　令和８年３月～11年３月

イ　運営期間　　令和11年４月～26年３月（15年間）

⑶　ＰＦＩ事業者　株式会社春日井西部学校給食サポート

⑷　管轄校

ア　小学校10校

味美、白山、勝川、春日井、鷹来、牛山、小野、山王、大手、松山

イ　中学校５校

中部、西部、知多、鷹来、味美

2　基本設計の概要

⑴　建物概要　　鉄骨造２階建、延べ面積約3,500㎡

⑵　施設構成　　１階　調理室、アレルギー給食専用調理室、和え物室、コンテナ室、洗浄室、下処理室、上処理室、検収室、荷受室、前室、事務室等

２階　更衣室、休憩室、食堂、会議室等

⑶　調理能力　　10,000食／日

3　施設の特長

⑴　衛生管理

ア　作業環境は、学校給食衛生管理基準で定められたＨＡＣＣＰに準拠して、作業区域ごとに隔壁で区分するとともに、ドライシステムを導入する。また、作業動線は、食材の搬入から給食の搬出まで一方通行で調理可能なものとする。

イ　厳格な衛生管理が求められる和え物室及びアレルギー給食専用調理室を隣接して配置し、室内の空気圧を最も高く設定することにより、他区域からの空気の流入を防ぎ、衛生的な環境を維持する。

⑵　アレルギーへの対応

アレルギー給食専用調理室（調理能力300食／日）は、アレルゲンを扱う諸室から十分な距離を確保することにより、交差汚染を防止する。

⑶　環境負荷への配慮

太陽光発電パネルや高効率空調機、人感センサー付き照明器具などの省エネルギー設備を採用することにより、環境負荷の低減を図る。

⑷　防災機能の配備

ディーゼル式自家発電設備による非常用電源を確保することにより、災害などによる停電時でも、一部のボイラーや厨房機器、照明、事務室などを使用することができる。

⑸　コスト削減

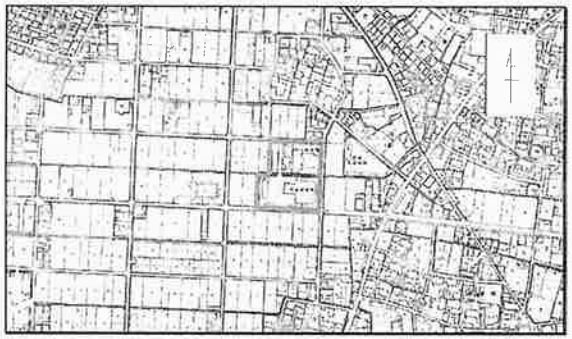
ア　ＰＦＩ事業者の構成企業などのノウハウを活用して、省エネルギー型厨房機器（断熱構造の洗浄機や高効率インバーター冷蔵庫など）の導入や、排水処理施設の運転効率化、点検業務の自己施工などにより、維持管理コストを削減する。

イ　電力使用量がピークとなる洗浄や消毒の時間帯において、消毒保管機の稼働を分散させるリレー運転を実施することにより、コストを削減する。

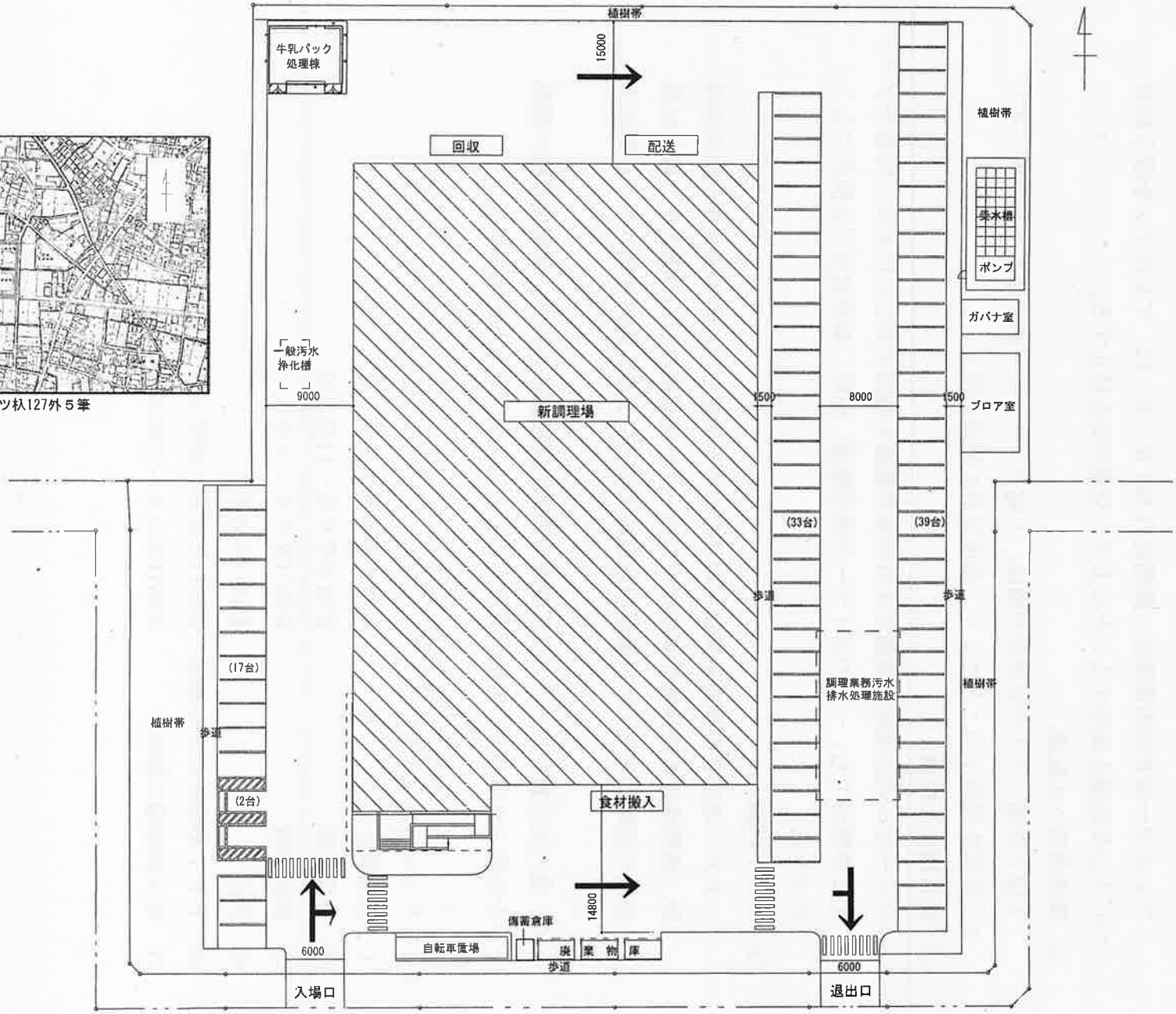
4　スケジュール（予定）

⑴	実施設計	令和８年８月～９年５月
⑵	整備工事	令和９年６月～11年１月
⑶	開設準備	令和11年２月～３月
⑷	開設	令和11年４月
⑸	ＰＦＩ事業者による運営	令和11年４月～26年３月（15年間）
⑹	稲口調理場の解体	令和11年６月～12年３月

位置図・配置図

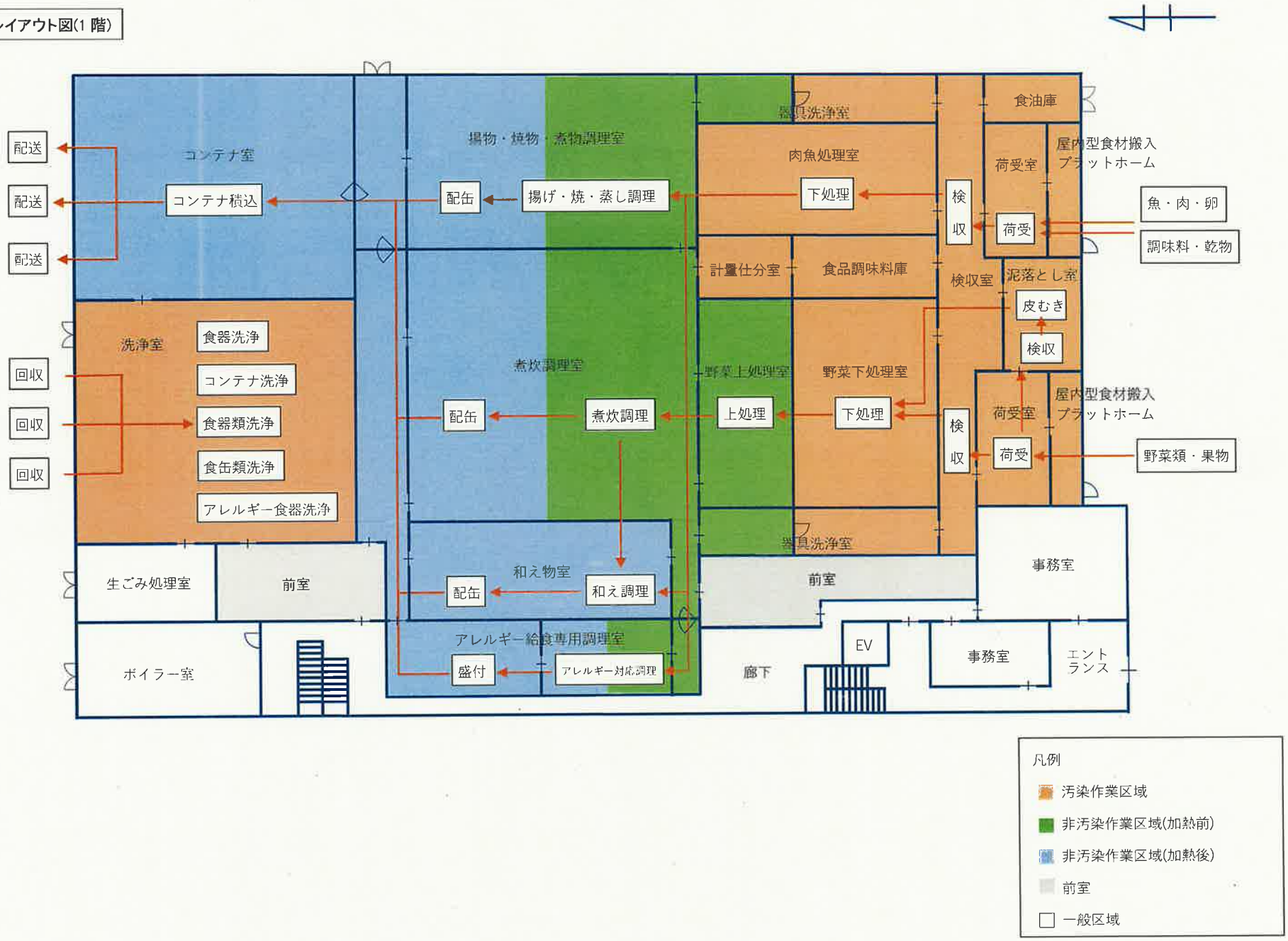


整備予定地：春日井市四ツ家町字二ツ杁127外５筆



：車両動線

平面レイアウト図(1 階)


配送
配送
配送
コンテナ室
コンテナ積込
揚物・焼物・煮物調理室
配缶
揚げ・焼・蒸し調理
器具洗浄室
肉魚処理室
下処理
検収
食油庫
荷受室
屋内型食材搬入プラットホーム
荷受
魚・肉・卵
調味料・乾物
計量仕分室
食品調味料庫
検収室
泥落とし室
皮むき
検収
回収
回収
回収
洗浄室
食器洗浄
コンテナ洗浄
食器類洗浄
食缶類洗浄
アレルギー食器洗浄
煮炊調理室
配缶
煮炊調理
野菜上処理室
上処理
野菜下処理室
下処理
検収
荷受室
屋内型食材搬入プラットホーム
荷受
野菜類・果物
器具洗浄室
生ごみ処理室
前室
和え物室
配缶
和え調理
前室
事務室
ボイラー室
アレルギー給食専用調理室
盛付
アレルギー対応調理
廊下
EV
事務室
エントランス
凡例
汚染作業区域
非汚染作業区域(加熱前)
非汚染作業区域(加熱後)
前室
一般区域

平面レイアウト図(2 階)

